

瑞浪市公共施設等における県産材利用促進方針

(目的)

第1 この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」（以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、岐阜県が定めた「岐阜県木の国・山の国県産材利用推進計画」に即して、法第9条第1項に掲げる必要な事項を定め、市有施設等における岐阜県産木材を利用した木造化・木質化等を推進することにより、市民にやすらぎとぬくもりのある健康的で快適な公共空間を提供するとともに、循環型社会の構築や脱炭素社会の実現、林業・木材産業の振興、森林整備の促進などにしすることを目的とする。

(基本方針)

第2 市は、法第5条に規定する市の責務を踏まえ、自ら率先してその整備する市有施設及び市施工土木工事における岐阜県産木材の利用に努める。

(市有施設における木材の利用の目標)

第3 市有施設の建築にあたっては次の各号に掲げるものを除き、公共建築物及びこれに付属する工作物は、原則として木造化に努める。

(1) 建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化することが困難な施設。

(2) 施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化することが困難な施設。

(3) その他、木造化することに困難な理由があるもの。

2 市有施設の建築及び改修にあたっては、木造、非木造に関わらず、可能な限り木質化に努める。

3 木造化及び木質化の実施にあたっては、原則として岐阜県産木材を使用する。

(市有施設の備品及び消耗品)

第4 市有施設において、机、椅子等の備品及び室名プレート、文具類等の消耗品には、岐阜県産木材を用いた製品の積極的な使用に努める。

(市有施設の暖房器具等)

第5 市有施設において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。

(市施工土木工事等の木材利用)

第6 市施工土木工事及び市有施設の外構工事においては、感圧財投の岐阜県産木材及び岐阜県産木材を用いた製品を積極的に使用する。

(公益法人等への要請)

第7 市は、市関係公社及び公益法人等が行う施設の整備及び土木工事について、この方針の目的を踏まえて、積極的な岐阜県産木材の利用を要請する。

2 市は、国又は地方公共団体以外の者であって公共建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者に対して、相互に連携を図りながら、この方針に基づく木材の利用の促進及び木材の適切な供給の確保に努めるよう要請する。

(PR及び普及)

第8 市は市有施設及び市施工土木工事における木材の利用の促進の意義等について市民に分かりやすく示すよう努める。

2 市有施設の管理者等は、多くの市民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つよさや木材利用の意義を知ることができるよう、関係する木造施設のPR及び普及に努める

(コスト縮減への留意)

第9 この方針の運用にあたっては、コスト縮減に取り組む必要性に留意する。

(適用)

第10 この方針は、平成24年1月11日から適用する。

この方針は、令和5年8月18日から適用する。